

広島女学院維持会問題法人報告書

【概要版】

平成 27 年 4 月 30 日

平成 26 年 3 月に発覚した本事案につきましては、法人で設置した「広島女学院維持会運営上発生した問題に関する調査・対策委員会」で同年 5 月から 9 月にかけて事実確認調査等を行い、同年 10 月 30 日に使途不明金等の問題について公表いたしました。

また、その後設置されました「広島女学院維持会問題第三者調査委員会」において、平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月にかけて原因及び実態解明等調査が行われ、平成 27 年 1 月 29 日にその報告がまとまりました。

この度、これらを踏まえ、法人として事実確認、発生原因、責任の所在、そして再発防止策を報告書にまとめました。

なお、本日、文部科学省及び関係団体にも同報告書を提出しました。

関係の皆様には、大変ご迷惑ご心配をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことが起きないように、法人を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

1 事案の概要

(1) 使途不明金について

平成 4 年 5 月に発足した関係団体である広島女学院維持会（以下、「維持会」という。）において、設立以降、22 年間にわたり多額の使途不明金が発生しました。

① 使途不明額 224,071,383 円

② 原因者 維持会事務担当者 A（元法人理事長補佐）

③ 使途の内容 A の主張によると、維持会の運営のために必要な経費、法人の事務に関する A の活動費・行動費、トラブル解決費等に使用したとしている。調査の結果、明らかに事実と反するものもあるが、領収書、帳簿等会計書類がほとんど残っておらず、事実かどうかの確認はとれなかった。

④ 対応

ア 本日、A を被告とし、本法人を原告とする損害賠償請求（額は使途不明額に同じ）を広島地方裁判所に提訴した。（平成 26 年 12 月 14 日に維持会総会で維持会解散を決議し、法人が損害賠償請求権を継承している。）今後は、当法人が依頼した弁護士を訴訟代理人として裁判手続きが遂行される。

イ 刑事訴訟法事案という認識の下、司法当局に全面的に協力しており、状況が整い次第、早急に刑事告発する。

(2) 平成 14 年 10 月 1 日付け文部科学事務次官通知第 454 号について

この通知は、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」というものですが、この中に「入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費充てられ

るために寄附金又は学校債を募集する場合には、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること。」とあります。これが遵守されなかったというものです。

① 事実確認

ア 通知時にその内容や維持会のことについて、協議検討がなされなかった。

イ 重要文書であるにもかかわらず、適切な対応や文書管理が行われていなかった。

② 原因分析等

重要な文書に対する問題意識の希薄さ、文書管理を含めた文書の取扱いの運用面での不十分さなど、管理運営体制に問題があった。

(3) 寄附金控除について

寄附金控除制度上、「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」を受けた法人等が寄附を受領した場合、寄附者は税制上の控除を受けることができますが、本事案の場合、維持会への納付金が、最終的に法人に寄附されるという理由から、Aの判断で法人理事長名で寄附金受領証明書を発行していたものです。なお、その際、公印押印に関し、規程に沿った正規の手続きが取られていませんでした。

① 事実確認

ア 維持会への寄附にもかかわらず、寄附金受領証明書が学校法人理事長名で発行されていた。

イ 公印押印に際しては、公印管理規程に沿った理事長決裁等の手続きを経ないで、Aの指示によりA又は総務課長が押印していた。

ウ 寄附金受領証明書への理事長印押印及びその発行について、平成24年に法人内で疑義が出されていたにもかかわらず、議論されず何らの対応がなされていない。

エ Aは、平成9年に所轄税務署において寄附金控除の適用について確認し、了解を得た旨を発言しているが、書面等では確認できなかった。

② 原因

ア 重要な案件に対する協議・検討が不十分であり、また規程に沿った公印押印手続きがなされていないなど、コンプライアンス上の問題があり、総じて管理運営体制に問題があった。

イ 長年にわたり、Aに事務局長等を歴任させ、定年後も事務局長、理事長補佐等の要職に就かせるなど、適切な人事管理が行われていなかった。

ウ コンプライアンス通報等の制度が不十分である。

③ その他

法人に対する寄附について、昨年11月から受納を自粛しており、「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」を、現在文部科学省に返納している。

2 責任の所在と対応

Aは使途不明金の発生についての直接の原因者でありその責任は極めて重大であること

から、平成 26 年 9 月 26 日の法人理事会で理事長補佐職を解職しました。また、1 (1) ④で記載のとおり、今回 A に対して損害賠償請求を行いました。刑事告発につきましても状況が整い次第行います。

歴代の理事長、理事、監事及び関係職員などは、A を定年後も長期間法人の要職に就かせていたこと、維持会の会計処理問題の発生を予測又は認識できる立場であったにもかかわらず放置したこと、公印を通常の手続を経ず A の指示のままに押印していたことなど、それぞれの職責の中でなすべきことがなされておらず、今回の事案発生の一因となっており、その責任は重大です。

多くの関係役職員は既に死亡したり職を退いており、それらの者に責任を問うことはできませんが、責任ある役員へは、次のとおり対応するほか、関係職員へは減給などを行いました。

前理事長は今回の問題により平成 26 年 11 月 30 日付けで引責辞任しました。

現理事長につきましても、これまで監事を務めた経緯があり、一定の整理ができ次第早期に退任することとしています。

また、現監事のうち、この事案に関係する期間に監事であった者は、前年度決算に係る監査実施後に退任することとしています。

3 再発防止について

今回の事案の発生を踏まえ、次のような再発防止策を早期に講じます。

- 本学院の関係団体に対するガバナンス強化のため、関係団体に前年度の収支状況等の報告書を求めるほか、必要に応じ内部監査室等の実地調査への協力を求める。
- 法人内において、やむを得ず現金管理を行っているものの実態調査を行い、改善が必要なものにつき指導助言する。
- 通知文書の保存年限や保管方法を見直すとともに、その取扱いや管理についてルールの明確化を行う。特に所轄庁からの通知の周知徹底を行い、遺漏防止を図る。
- 公印の管理と押印の手続きの遵守について徹底する。
- 寄附の受入体制の整備を図ることとして、本事案を契機に制定した寄附取扱規程の遵守を徹底する。
- 透明性の高い人事制度を確立する。
- コンプライアンス通報制度等の仕組みづくりを行う。
- 理事や評議員として多様な分野の方々に就任いただくなど、理事会等を活性化し、その機能の強化を図る。

4 その他

「広島女学院維持会問題法人報告書（平成 27 年 4 月 30 日）」及び「広島女学院維持会問題第三者調査委員会報告書（平成 27 年 1 月 27 日）」（本文及び概要版）については、広島女学院大学等のホームページに掲載します。